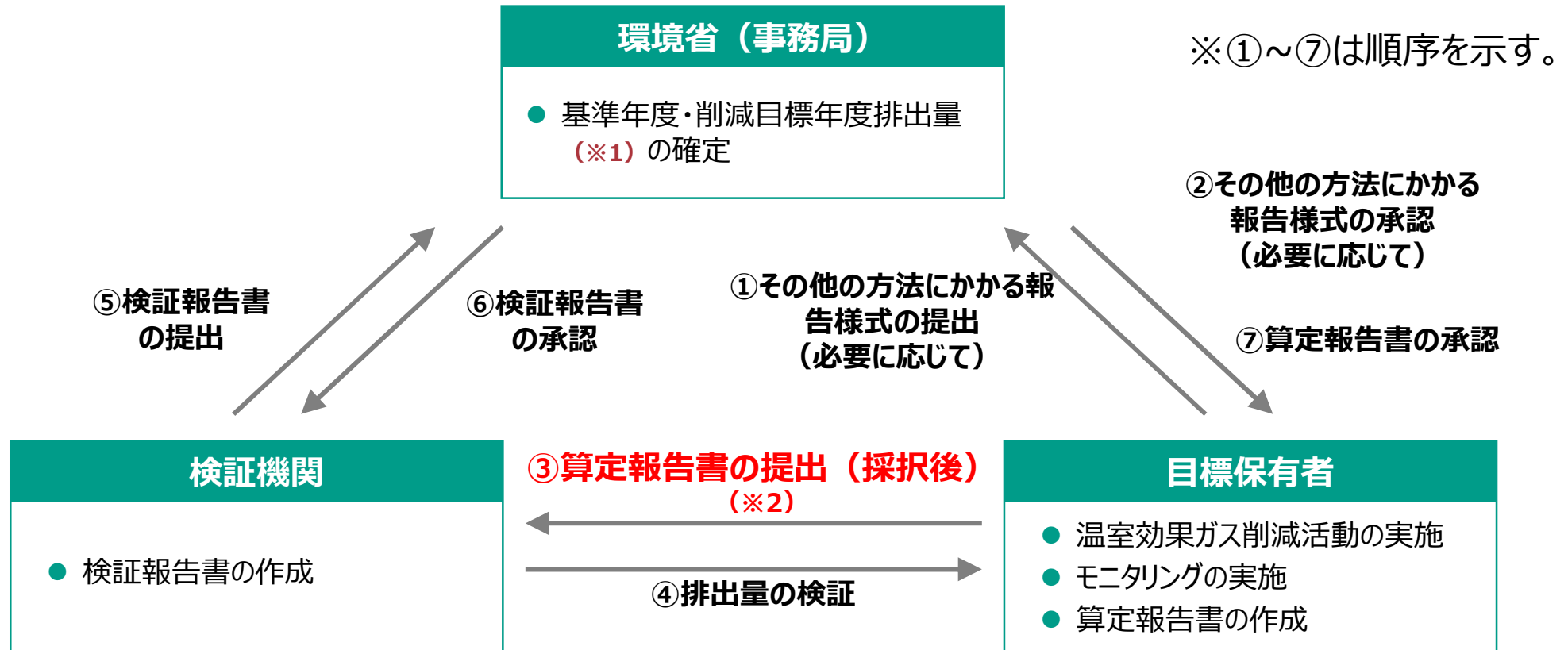

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)

設備更新補助事業 二次公募採択者向け説明会資料 算定報告書の提出方法等について

令和3年11月
三菱総合研究所

排出量の算定に係る実施体制【再掲】



- 検証機関は、検証を実施する目標保有者から独立した第三者
- 目標保有者は、採択後、検証機関による排出量の検証を受検
- 基準年度検証と削減目標年度検証の計2回（検証費用は目標保有者自己負担）

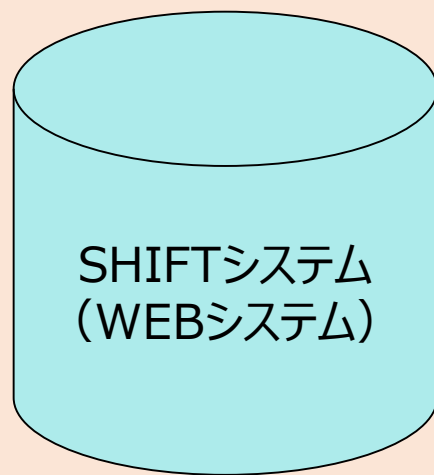
（※1）基準年度排出量は2017～2019年度の3年度分の排出量、削減目標年度は（設備導入年度が単年度の場合）2022年度の排出量

（※2）公募申請時はGAJに提出

SHIFTシステムについて

SHIFTシステムとは

- SHIFT制度の提出書類（排出量）と排出枠の管理を一元的に行うためのWEBシステム→2022年から運用開始予定
- 目標保有者、検証機関、取引参加者、環境省が、それぞれSHIFTシステムを介して実施ルールに基づく各種手続きを行うことになる
- 本年度はSHIFTシステムの機能のうち**初年度に必要な書類管理機能を別サービス“CIERTO（シエルト）”で代替する**



インターネット



- ✓ 目標保有者
- ✓ 検証機関
- ✓ 環境省（事務局）
- ✓ 取引参加者

SHIFTシステムの主な機能

- ・書類管理機能：算定報告書の提出、検証、承認
- ・排出枠管理機能：排出枠の発行、取引、償却

SHIFTシステムで取引される排出枠の種類について

SHIFTシステムで取引される排出枠には3つの種類があります。参加形態によって償却に用いることが可能な排出枠の種類が異なります。

■ JAS-E (Japan Allowance for Shift-Entity)

- ・ 工場・事業場単位での申請により発行される排出枠。
- ・ 工場・事業場単位の申請の場合、JAS-Eを用いて償却する必要があります。

■ JAS-S (Japan Allowance for Shift-System)

- ・ システム系統での申請により発行される排出枠。
- ・ システム系統の申請の場合、JAS-Sを用いて償却する必要があります
- ・ 設備更新補助事業 BはJAS-Sの排出枠が交付され、償却にもJAS-Sを用いる必要があります。

■ jVER

- ・ 国内認証排出削減量 (J-クレジット等) 及び環境省 ASSET事業において発行された排出枠 (JAA) をもとに発行される排出枠。
- ・ 工場・事業場単位 / システム系統の両参加形態で償却に用いることが可能です。

※動画内で用いている資料とは内容が異なります。
本資料を正としてください。

SHIFTシステムの利用開始は来年を予定しておりますが、SHIFTシステムへの登録内容に基づき、今年度のみ利用する、算定報告書提出システム“CIERTO”を運用いたしますので、下記書類を速やかにご用意ください。

■ 提出書類

SHIFTシステム登録申請書・個人情報提供同意書（**Excelファイルのまま**）

※1ファイル上で、シートがわかれています。

■ 提出期限 **11月24日(水) 厳守**

■ 手続きの手順

①以下のウェブサイトより様式H11（Excelファイル）をダウンロードしてください。

GAJウェブサイト <https://www.gaj.or.jp/eie/shift/info.html>

②必要事項を記入し、

シートを切りはなさず、1ファイルのまま、

以下のメールアドレスまで提出をお願いします。



件名 【環境省SHIFT事業】SHIFTシステム登録申請書の送付

宛先 株式会社三菱総合研究所 SHIFT事業事務局 shift-sec@ml.mri.co.jp

※なお、SHIFTシステムの運用開始時に追加で情報のご提出を依頼する可能性がありますのでご承知おきください。

SHIFTシステムへの登録

■ SHIFTシステム登録申請書記載事項

- **目標保有者情報** 代表事業者及び共同事業者の情報を記載
- **担当者情報** 算定報告書の提出や排出枠管理を担当する者の情報を記載
※2023年度以降も対応可能な担当者を選定すること
- **事業所情報** 排出枠を取引する際に必要な情報
※グループ参加の場合は全事業所分記入

■ 注意事項

- **システムの登録申請者について**
目標保有者が複数いる場合、代表事業者がシステム登録の内容を取りまとめ、申請を行うこと。
- **担当者の選定について**
担当者は目標保有者に所属する方が望ましいが、目標保有者の同意がとれている場合に限り、それ以外（別会社の事務代行者等）が担当することを許可。
SHIFT事業の全般的な管理を行い、事務局との連絡窓口となるため、重要連絡を確認できる担当者及びメールアドレスを登録すること。
SHIFTシステムへのログインIDとパスワードは担当者宛に郵送する（2022年2月以降を予定）

提出書類① システム登録申請書

SHIFTシステム登録申請書 目標保有者用

1. 事業者情報

1.1. 目標保有者情報

申請項目名	記入欄
代表事業者 法人名	(ひらがな) えーびーしーりーすかぶしがいいしゃ ABCリース株式会社
代表事業者 代表者氏名	(ひらがな) せんしん はなこ 先進 花子
共同事業者① 法人名	(ひらがな) かぶしがいいしやしふとふどうさん 株式会社シフト不動産
共同事業者② 法人名	(ひらがな)
削減種別	工場・事業場全体で30%削減

共同事業者が3社以上の場合は、行をコピーの上、ご記入ください。

ご自身の削減種別をプルダウンより選択ください。

1.2. 担当者情報

法人名	株式会社シフト不動産
部署名	環境部
役職名	環境部長
氏名	(ひらがな) かんきょう たろう 環境 太郎
郵便番号	123-4567
住所	東京都千代田区〇〇〇-×××
電話番号	03-****-****
メールアドレス	※ご担当者のメールアドレスをご記入ください。 taro@xxx.co.jp

【1.2.担当者情報の注意点】

●**基準年度算定検証で使用するシステム(CIERTO)では、こちらに記載いただいた担当者様氏名・メールアドレスを登録します。基準年度算定検証に関する連絡はすべてこちらのメールアドレス宛にお送りします。**

来年以降に稼働予定のSHIFTシステムにも、こちらに記載いただいた担当者情報を登録しますが、システム上で変更可能です。

●担当者は目標保有者(代表事業者、共同事業者)に所属する方が望ましいですが、目標保有者の同意が取れている場合に限り、それ以外の会社に所属する方(別会社の事務代行者等)が担当することを許可します。

●「法人名」は、1.1目標保有者情報の「代表事業者 法人名」と同じ場合は記入しなくとも結構です。異なる場合のみ記入してください。

2. 事業所情報

事業所種別	<input type="checkbox"/> 工場 <input checked="" type="checkbox"/> 事業場
参加形態	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> グループ
事業所名	(ひらがな) シフトだいいちびる シフト第一ビル
事業所住所	埼玉県〇〇市△△町XXX-XXX
東京都、埼玉県制度への参加	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し

公募申請時の工場・事業場名を記入してください。

SHIFT制度に参加する「事業所」が東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」、埼玉県「目標設定型排出量取引制度」のいずれかに参加している場合はチェックしてください。

※上記の制度に参加している場合、SHIFT 事業内での排出枠(JAS)の売却は認められません。また、本事業の実施ルール、モニタリング報告ガイドラインに沿った排出量の算定及び検証受検が必要となります。詳細は実施ルールをご確認ください。

提出書類② 個人情報のお取り扱いについて

事業担当者殿

令和 3 年 9 月 1 日

個人情報のお取り扱いについて

環 境 省
地球環境局地球温暖化対策課
市場メカニズム室

SHIFT 事業にご参加頂きまして、ありがとうございます。

今後、参加者様には、SHIFT システムに参加者情報を登録して頂きます。

登録にあたり、参加者様の個人情報（勤務先、役職、氏名、勤務先住所、勤務先電話番号、勤務先E-mail アドレス）をご提供頂きます。

頂いた個人情報に関し、SHIFT システム運営委託先である下記の3 社に委託致します。

ご同意、ご署名の上、SHIFT システム運営者（株式会社三菱総合研究所）にメールにてご提出下さい。

<個人情報の委託先>

株式会社三菱総合研究所

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

株式会社セック

私は、個人情報の取扱いについて上記内容を理解しましたので、個人情報の提供に同意を致します。

令和 3 年 9 月 1 日

会社名 株式会社シフト不動産
氏名 環境 太郎

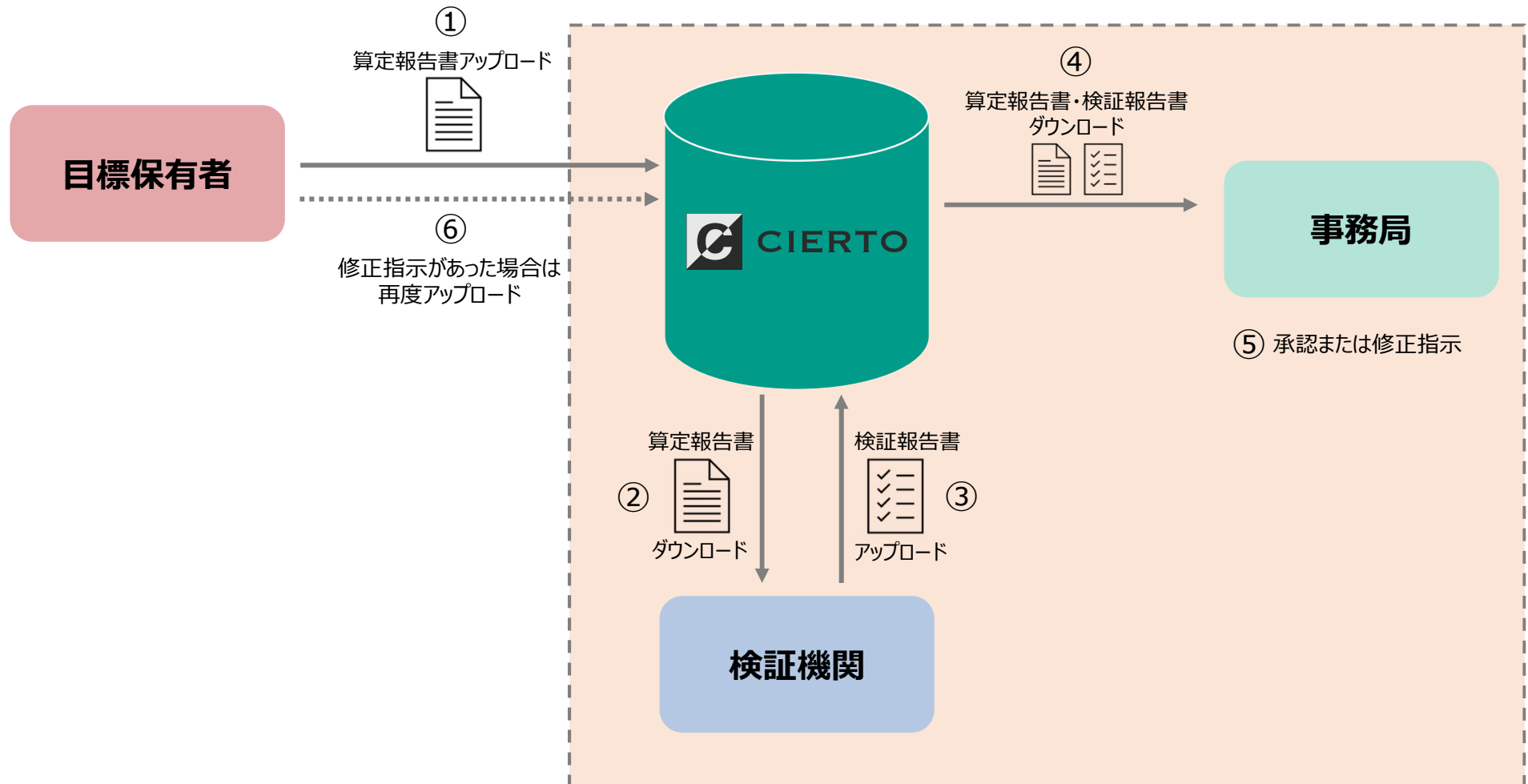
本書類の作成日をご記入ください。

会社名・氏名は入力、手書き、社名スタンプ等のいずれも可

CIERTOを通じた算定報告書提出について

算定報告書提出の全体フロー

書類保管システム“CIERTO”を通じて、算定報告書の提出～承認作業を行います。目標保有者は、ゲストユーザーとして書類のアップロード作業を行っていただきます。（システムに直接アクセスする権限は検証機関と事務局のみに与えられています。）



①アップロード依頼メール受信

2次採択者向け（提出期限を修正）

※動画内で用いている資料とは内容が異なります。

本資料を正としてください。

12月1日を目安に担当者のメールアドレス宛に下記のようなメールが届きますので必ずご確認ください。また、事務局確認後、修正指示があった場合このメールのURLが再度必要となりますので、**年度末までメールを廃棄しないようご注意ください。**



からアセットが共有されました

事務局のアカウント名
「SHIFT事務局(仮)」が入ります

からアセットが共有されました。

以下のURLへアクセスし、ご確認ください。

<https://turboserver-ex.nishikawa.jp/gl/u1g5iaz79i/>

クリックすると
アップロード画面に移動します
(Webブラウザ)

[有効期限]

2022-03-18 23:59:00 JST

有効期限に関わらず、
1月21日までに提出してください。

※メールイメージは12/24が期限としていま
すが、2次採択者の皆様は1/21が期限です。

[メッセージ]

算定報告書提出依頼

提出期間（12月24日まで）に算定報告書をアップロードしてください。

なお、12月24日までに検証報告書の提出も完了するよう、検証機関との調整をお願いいたします。

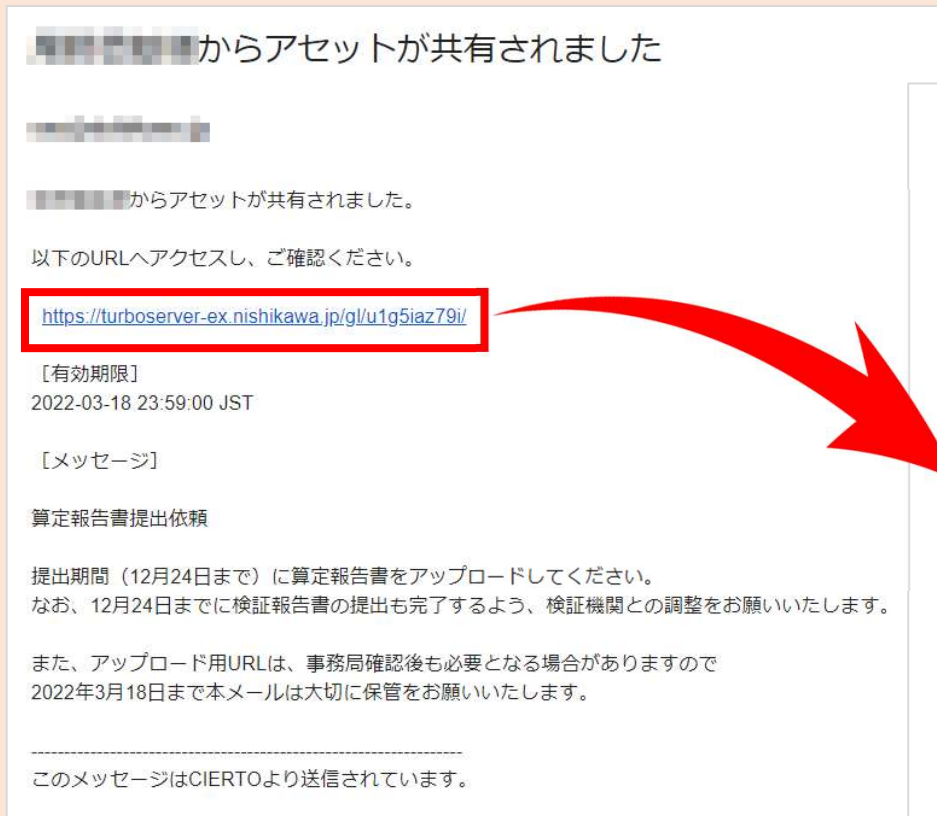
また、アップロード用URLは、事務局確認後も必要となる場合がありますので

2022年3月18日まで本メールは大切に保管をお願いいたします。

このメッセージはCIERTOより送信されています。

②アップロード画面の確認

メール内にあるURLをクリックすると、アップロード画面が開きます。

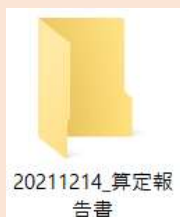


算定報告書提出依頼メール

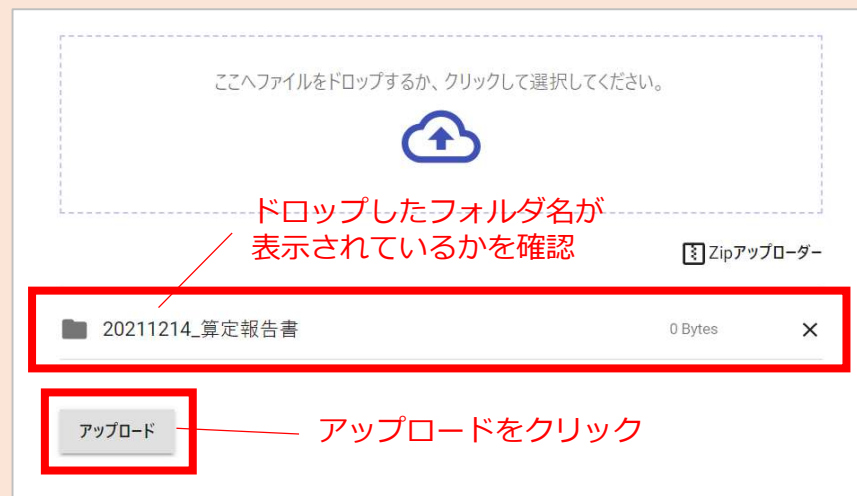


算定報告書提出アップロード画面

③ 算定報告書ファイルのアップロード（1月24日まで）



フォルダに
・算定報告書
・その他の提出書類（あれば）
を格納して
フォルダごとドロップ



アップロード中

ファイルをアップロードしています。



アップロード完了

✓ アセットの登録が完了しました

登録したアセット: 5 件

← アップロード画面に戻る

- 検証機関から修正依頼があった場合は再度アップロードをしてください。
※古いフォルダの削除作業は不要（操作不可）
- 12月1日以前に算定報告書を検証してもらう場合は、検証機関にメールで直接提出のうえ、提出期間中にシステムにもアップロードしてください。

④ 算定報告書の修正（事務局確認後）

事務局確認後、算定報告書に修正の必要がある場合は検証機関より連絡がありますので、指示に従って修正のうえ、最初に受信したアップロード用URLから同様の手順で算定報告書をアップロードしてください。

■■■■■■からアセットが共有されました

■■■■■■からアセットが共有されました。

以下のURLへアクセスし、ご確認ください。

<https://turbo-server-ex.nishikawa.jp/g/l/u1g5iaz79i/>

[有効期限]
2022-03-18 23:59:00 JST

[メッセージ]

算定報告書提出依頼

提出期間（12月24日まで）に算定報告書をアップロードしてください。
なお、12月24日までに検証報告書の提出も完了するよう、検証機関との調整をお願いいたします。

また、アップロード用URLは、事務局確認後も必要となる場合がありますので
2022年3月18日まで本メールは大切に保管をお願いいたします。

このメッセージはCIERTOより送信されています。

■■■■■■からリンクを共有されました。 7か月後期限切れ

メッセージ

算定報告書提出依頼

提出期間（12月24日まで）に算定報告書をアップロードしてください。
なお、12月24日までに検証報告書の提出も完了するよう、検証機関との調整をお願いいたします。

また、アップロード用URLは、事務局確認後も必要となる場合がありますので
2022年3月18日まで本メールは大切に保管をお願いいたします。

ここへファイルをドロップするか、クリックして選択してください。



Zipアップローダー

アップロード

事務局からの修正依頼時期目安は2月中を予定しています。

算定報告書提出に関する問い合わせ先
shift-sec@ml.mri.co.jp

お問い合わせはメールのみ受け付けております。